



NHKの大河ドラマで、新島八重と黒田官兵衛、二年に亘ってクリスチャンが主人公となります。困難な時代にあつても信念を持って生きて人物として挙げられたのが彼らだったのでしよう。今月号は、「障害に対してできること」をまとめてみました。

発達障害の方々と接し、何ができるかと7年間の治療のための研究をまとめたものが、今回の本です。人の不注意や認識不足が原因の一つであれば、啓発すれば障害は減るし、治せるものなら治してみたいと夫婦で取り組んできました。これも日本では、先人のいないことです。治らないとされていた発達障害を治したのです。300頁を超えてるものとなりましたが、「必要な知識をお母さんでもわかるように」と心がけました。「障害の改善が家族の幸せへの足跡となるための、医師との交流の治療法です。」と表紙に紹介文を載せました。治るだけで終わらずに、幸せになってほしいのです。

権力を求め、権力を無慈悲に行使する人々が多くいるのが社会です。「齢を取るまで努力したのだから、少しくらいの不正は構わないだろう。」と考えているようです。努力しても報われず、苦しみばかり背負っている人々のことを知らないようです。好き勝手に権力を使ってお金を使うことが幸せだとは思いません。

染井吉野の桜はあまりに見事で、花の散る様は息も止まるほど美しいものですが、桜の枝を切ると腐るので、樹勢が大きくもなり、他の草木は諦めることになるので個人の家には向きません。唯我独尊の権力者を観るようで、あまり好きではありません。藤というのも、他の樹に巻き付いて枯れさせ、自分は繁栄するというので、権力の象徴とされ、氏名に用いられました。なかなか怖いものです。数百年も前のことですから、現在の氏名にこだわりはありませんが。

聖書に「あなたの十字架を負って、神に従いなさい。」とあります。十字架とは、その人の益にはならないけれども負わなければならぬ使命のことです。あきらかな障害を負わなかった者が、障害者の方々の重荷を少しでも負えれば、共に生きることができるとは思いません。ご自分の不幸、逆境を嘆くこともありますが、もつと不幸を背負った人を助けると、幸せになることもあるかと思いません。

事務長 柏崎久雄

* 従来の3種混合ワクチンは、今後、4種混合になります。

* 栄養指導や個人的ご相談、セカンド・オピニオンなど、内容をお伝えの上、予約をお願いします。予約がなく、詳細なご説明を求められても、対応ができません。発達障害診察の初診予約枠は平日の午前・午後各一回、再診予約枠は土曜を含めて計6枠あります。その他の栄養指導の枠も増加予定です。発達障害の治療には、説明が必要のため、ご予約がないと対応ができません。キャンセルの場合はお早めにご連絡ください。栄養指導枠のキャンセル待ちの方がおります。

* 4月より自由診療の料金及び消費税が変わりました。ご負担をお掛けし、申し訳ありません。

* 病児保育ノア。利用料金が一日2050円、6時間以内1230円に変わりました。

* 『発達障害の治療の試み』A5版、307頁、定価2000円＋税。柏崎良子・柏崎久雄共著、が4月7日発売です。(株)ヨージェフ店頭にてお求めください。

* 『栄養医学ガイドブック』が電子書籍になり、アマゾンより発売中です。定価1000円(税別)

感染症又は感染症疑いの方は、入口、診察室、会計の流れが異なります。

風邪、水ぼうそう、おたふくかぜ、インフルエンザ、はしか、風疹等の感染症の方、又はその疑いの方は、来院時は正面入口横の中央通路わきのインターホンで受付までご連絡下さい。問診票を廊下でお渡しします。診察後、2階第2診察室待合室にてご記入下さい。診察後のお会計は、処方内容が確定してから、1階に降りて下さい。トイレ後のハンドソープによる手洗いの実施にご協力下さい。

聖書を読む会

4月15日(火)午後2時～2時20分
当院待合室にて行います。
どなたでも参加できます。

<障害に対してできること>

今回の『発達障害の治療の試み』の執筆を通して、障害とはどういうものなのか、考えさせられました。2013年4月1日に「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、2014年4月1日からの施行に伴い、関係法規も整備されました。その趣旨は、「自立を支援する」という従来の政策的なものから、「**基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい**」と変わり、「**全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため**」と、**福祉政策の根底を変えるような基本理念改正**となりました。

ただ、その改正趣旨と検討課題にあるように、障害支援の名称・定義そして内容の吟味が必要となっています。障害者とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）の3つの分類に分けられます。特に、知的障害と精神障害の判定が難しく、従来のコンピューターによる一次判定と専門家の審査による二次判定の違いが課題とされています。

マリヤ・クリニックは、内科的原因で精神症状が起こりうると主張し、精神疾患に関する内科的検査と治療の採用を訴えてきました。ところが、院長の診察や一般社団法人低血糖症治療の会の会合で、「**精神障害者に対して支援措置があるが、治ってしまうと支援が受けられなくなるから困る。そして、自立して働くほどには治っていないので、治っていないことにして精神科に通うと向精神薬を強制的に処方され、服用しないと精神障害の診断が下りなくなる。精神障害は治らないという前提で、支援がありながら、自立支援法というのはおかしいものだ。**」という声をしばしば聞きます。

改正法では、第一条の二として「基本理念」が創設され、以下のように宣言されています。

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

「社会生活を営むための支援」とありながら、実際には、障害者がどのように社会生活を営むかの枠組みと支援体制が日本社会に構築されていないように思われます。そして、「障害とは治療のできないもので、支援をするしかない。」という考え方が、社会と医療の分野で形成されてしまっているのではないのでしょうか。

私は、それは人間観がキリスト教的土台に基づいた欧米と異なっていることによるのではないかと考えております。つまり、**障害をもつことが人間として、劣ったものであるかのような意識をもっているのではないのでしょうか。**障害者が健常者と一緒に学び、一緒に仕事をし、一緒に過ごすことが、現代の日本では非常に少ないように思われます。東京オリンピックの誘致活動において、佐藤真海選手のメッセージが感銘を与え、ソチの冬季パラリンピックでも身体障害者の活躍が目を引きました。しかし、生まれながらにハンデを持った障害者が、健常者と伍して社会で生きるのは、『五体不満足』を執筆した乙武洋匡氏くらいしか日本にはおりません。

成果主義や能力主義の強い日本では、社会生活のなかでの要求水準が高く、人への配慮が足りない場合には注意欠陥として低く評価され、仕事が全てにおいて優秀でなければ、地位や給与が高くなることもありません。**男性が落ち度なく仕事をして優秀であり続けるためには、妻や家庭を犠牲にしなければありえないのに、そういうことを強いる仕事環境であることの不健全を警告することは少ないようです。家族もまた、そのような不健全な家庭であるのに、夫や父の社会的地位や収入が高いことが誇りで、消費生活の高さ（浪費）を堪能して喜んでいます。**

そのような弱肉強食社会では、誰にも幸せや慈しみあうなどという生活は営めないのにも関わらず、そういう考え方に基づいた努力目標を社会の指導者が強調し、一般の人々もそれに同調しています。そして、被害者になるのが、障害者であり、能力的に低い者であり、不器用な者なのです。

一般社団法人低血糖症治療の会では、体調が回復した患者さんが仕事に戻ったり、始めたりすると再び体調を悪くするという現実を踏まえ、「回復の会」を持ち、仕事をする時の状態に合わせて対応するために、そのストレスとホルモン分泌異常を確認しながらアドバイスと交流を続けてきました。しかし、仕事を始めるとアルバイトでも長時間勤務や夜勤などしかなく、働きやすい時間だと主婦のパート勤務が多くて、回復にあった仕事に就くということが難しいことがわかりました。また、仕事上の要求と義務が多いために、就業になれていない者にとって、常勤の仕事に就くということは非常に困難なものとなります。

会社にとっても、最低賃金と労働基準法が定められているために、雇用する者に対してはある程度の能力以上の者しか雇うことはできません。障害者雇用促進法が改正され2015年4月からは適用基準が厳しくなりますが、日本の経済状況がいつまで経っても回復しないために、その適用を受ける中小企業にとっては、更に困難な経営環境に陥っています。自然災害も多くなり、経済環境も悪くなり、家庭環境も悪くなるような状況のなかで、障害者に対して、政策を定める、ということで改善していくのでしょうか。

なかなか難しい問題ですが、**マリヤ・クリニックは、「治らないとされている障害が本当に治らないのか」という点を追及して治療を進めてきました。一般社団法人低血糖症治療の会では、引き続き回復のための研修と患者同士の交流などを進めていきます。**精神障害に続き、発達障害についても回復改善の症例とその治療の根拠・治療法を提示できたのは、非常にうれしいことです。

私たちは、発達障害を「胎児期、或は乳幼児期における、脳への悪影響が脳の発達に障害をもたらした症状なので、治療可能なものがある。」という立場を表明します。しかし、皆さんにも理解していただきたいことは、**怪我や病気、そして障害に対しては、初期治療が大事だ**ということです。子供に発達障害を起こさないために以下のことに気を付けてください。ただ、全ての発達障害が以下の原因であるというわけではありません。発達障害の子どもを持った親御さんの責任を問うわけではありません。障害を持つという困難を避けるためのアドバイスとしてご理解ください。詳細を知りたい方は、本をご覧ください。

1. 妊娠期の母体の状態が、胎児の健康と成長に大きく影響します。

母体にとっては気にならない有害成分も、分子量の小さいものは胎盤を容易に通じ、免疫系の形成されていない胎児にそのまま悪影響をもたらします。母親の食べた食物も、胎児のアレルギー体質を形成することがあります。

- ① タンパク質・鉄分・カルシウム・ビタミンB群の不足は、受精卵や胎児の健全な成長を妨げます。
- ② 酒・タバコ・薬・病気・放射線被ばくは、胎児の成長に害をもたらします。
- ③ 免疫系の健全な維持が、そのまま胎児の免疫系に関わります。妊婦は、免疫系を乱すような生活・食品・疲労から身を守らなければなりません。
- ④ 有害ミネラルの不摂取と排出が大事です。汚染された食品を食べず、有害ミネラルが身体に入らないように注意をすることが必要です。

2. 出産の状態と産後の栄養が新生児の免疫系に大きく関わります。

- ① 早産や破水は、母親の子宮が栄養不足によって十分に形成されていないことによる場合が多いのです。妊娠後の体重増加を恐れるよりも、タンパク質不足を恐れてください。
- ② 産道を通る時に胎児の腸内環境を形成する善玉菌が移植され、生後24時間で分泌される胃酸のために、善玉菌がその後に腸まで届くのは難しいそうです。大腸菌でさえ、腸管免疫の発現に関わり、生後24時間で新生児の腸内環境が形成されるようです。
- ③ 産後5日までの母乳は、8か月以後の母乳に比べてタンパク質と鉄分が倍以上、細胞分裂に必要な亜鉛は7倍以上、ビタミンEも3倍以上含まれていて酸化による害を防いでいます。さらに免疫グロブリンIgA、ラクトフェリン、ビフィズス菌成長因子など腸内環境と免疫系を形成する大事なものが多量に含まれています。

3. 乳児の栄養摂取と有害物の摂取には、十分気を付けてください。

- ① タンパク質分解酵素が十分形成されていない6か月未満児のタンパク質の摂取は避けるべきで、牛乳などは決して与えてはいけません。液状で柔らかいこととタンパク質の分解とは別なことです。

母親が十分栄養を取っていないと母乳の出は悪くなり、体調が悪いと母乳の成分も悪くなります。1歳までは母乳とお水で十分なのです。
- ② 薬、特に抗生物質の服用はできるだけ避けるべきです。短期的な効果を求めて強い薬を与えると、他の部分に害をもたらします。親の仕事や生活の都合で、乳児に無理を強いてはいけません。中耳炎の子供が多いのは、上記の理由で腸内環境が健全に形成されず、免疫力が付けられていないためだと言われます。
- ③ 食べ物を大人の口で柔らかくして与えるのは止めましょう。大人の口には病原菌を含め、悪玉菌が多く、柔らかくしたからといって乳児の消化が良くなるものではありません。

4. 父親の協力なしに心身の健康な子供は育ちません。

子供が3歳までは、父親は夕食を必ず家族と一緒に摂り、子育てに協力してください。母である妻の心身の健康には、祖父母や他の人の助けでは不足です。その頃の父親の育児協力こそが、落ち着いた健康な家族を形成します。その努力を惜しまないと、性格が良く、能力も秀でた子供に成長し、後で手が掛からなくなります。子供だけではなく、妻の助けをして優しくすることが夫婦仲の良い幸せな老後を約束するのではないのでしょうか。男は、3歳までに子育ての協力をしないと、どのように子供に対応して良いのかわからない父親になります。母親も、夫の助けがないと、ヒステリーで短気な女性になってしまいます。母親が安定していないと、子供の発達障害や精神の不安定に十分に対応できません。

発達障害の治療を試みながら、障害に対してどのように対応するのかを考えてみました。国の在り方、社会の行き方、家族の姿勢など、いろいろと意見もありますが、障害を持ってしまった子供たちと大人にもう少し早く適切に対応していたら、という憂えが私の心を占めます。

試練は面と向かって戦う覚悟をすると逃げていくようなことがあります。今回の本の症例報告に協力して下さった4組のご両親には敬服します。子供たちは元気に回復してくれました。私たち夫婦は、「こんなに努力するご両親に報いることができなかつたら」という危惧を持っていました。また、本当に治るのか、と研究を重ねました。

管理栄養士も看護師もよく協力してくれました。暴れまわる発達障害の子どもを採血したり、治療の指導をしたりするのは大変です。疑いをもって失礼な質問を繰り返すご両親もおりましたが、「それが当然でしょう。親のこれまでの苦労は並大抵のことではないから。」とスタッフを慰めました。そういう努力が、障害者の方々への私たちの誠意です。むろん、うまくいかないことも多く、全ての患者さんが治るわけではありません。

障害を持った方々の経済的負担を考えて、無理をしてきましたが、この6月の決算では初めての赤字になりそうです。院長の給料を抑えて常勤看護師3名体制を維持してきましたが、少しスタッフを減らさなければならなくなりました。治験段階だったので、保険負担の300円で診察してきたことが多かったのですが、今後は発達障害の治療として始めますので、混合診療禁止のためすべて自費負担となり、発達障害の治療費は大幅に上がります。お許してください。

《 診 療 時 間 》

月曜～金曜（午前8時30分～12時10分、午後2時30分～5時30分）

土曜（午前8時30分～12時10分、午後2時～4時）

休診日 木曜、日曜、祝日、年末年始

- ・各種健康保険取扱機関 ・生活保護指定機関 ・介護保険取扱機関
- ・特定疾患取扱機関 ・結核予防法指定機関 ・自立支援医療機関
- ・身体障害者認定医 ・各種健康診断 ・小中台小学校校医
- ・栄養療法(分子整合医学)



(携帯サイトへ)